

# 神奈川県高校生等奨学給付金 (家計急変世帯対象給付・国公立)

授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金(申請必要)  
家計急変により保護者全員の年収見込が非課税相当となった世帯が対象

## 1 申請できる方 次の要件のすべてを満たすことが必要です。

(1) 家計急変による経済的理由により、保護者全員の年収見込が住民税所得割非課税相当になったと認められること。

<住民税所得割非課税に相当する年収見込> 9名扶養以上の場合はお問合せください。

| 扶養人数   | 0名扶養         | 1名扶養         | 1名扶養<br>※ひとり親世帯 | 2名扶養         | 3名扶養         |
|--------|--------------|--------------|-----------------|--------------|--------------|
| ①個人事業者 | 450,000円以下   | 1,120,000円以下 | 1,350,000円以下    | 1,470,000円以下 | 1,820,000円以下 |
| ②給与所得者 | 1,000,000円未満 | 1,700,000円未満 | 2,042,857円未満    | 2,214,286円未満 | 2,714,286円未満 |
| 扶養人数   | 4名扶養         | 5名扶養         | 6名扶養            | 7名扶養         | 8名扶養         |
| ①個人事業者 | 2,170,000円以下 | 2,520,000円以下 | 2,870,000円以下    | 3,220,000円以下 | 3,570,000円以下 |
| ②給与所得者 | 3,214,286円未満 | 3,700,000円未満 | 4,137,500円未満    | 4,575,000円未満 | 5,012,500円未満 |

- 保護者が複数いる場合は、それぞれの保護者について年収見込を確認してください。
- 個人事業者は、家計急変後の年収見込(売上ー必要経費)が①に該当すること。
- 給与所得者は、家計急変後の年収見込(通勤手当を除く給与収入)が②に該当すること。
- 保護者全員の令和5年度の住民税の所得割が非課税である世帯、または令和5年7月1日現在、対象となる高校生等が生活保護(生業扶助)を受給している世帯は通常給付でお申込みください。

(2) 保護者の方が認定基準日に神奈川県内に住所を有していること。

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。

(3) 対象となる高校生等が認定基準日に高等学校等に在籍していること。

- 高校生等とは、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等に生活保護(生業扶助)が措置されている場合は支給対象外となります。
- 高校生等が児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は支給対象外となります。
- 高等学校等とは、高等学校(別科を除く。)、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。 ※高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科を含みます。

### ◆ 認定基準日

- ・ 令和5年7月1日以前に家計が急変した場合は、令和5年7月1日が認定基準日となります。
- ・ 令和5年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月(家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月)の1日が認定基準日となります。

## 2 申請期限 令和5年12月15日(金) ※書類審査がありますので、お早めにご提出ください。

- 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

## 3 支給時期 申請した月の2箇月後の末頃を予定 (例)7月申請⇒9月末頃支給

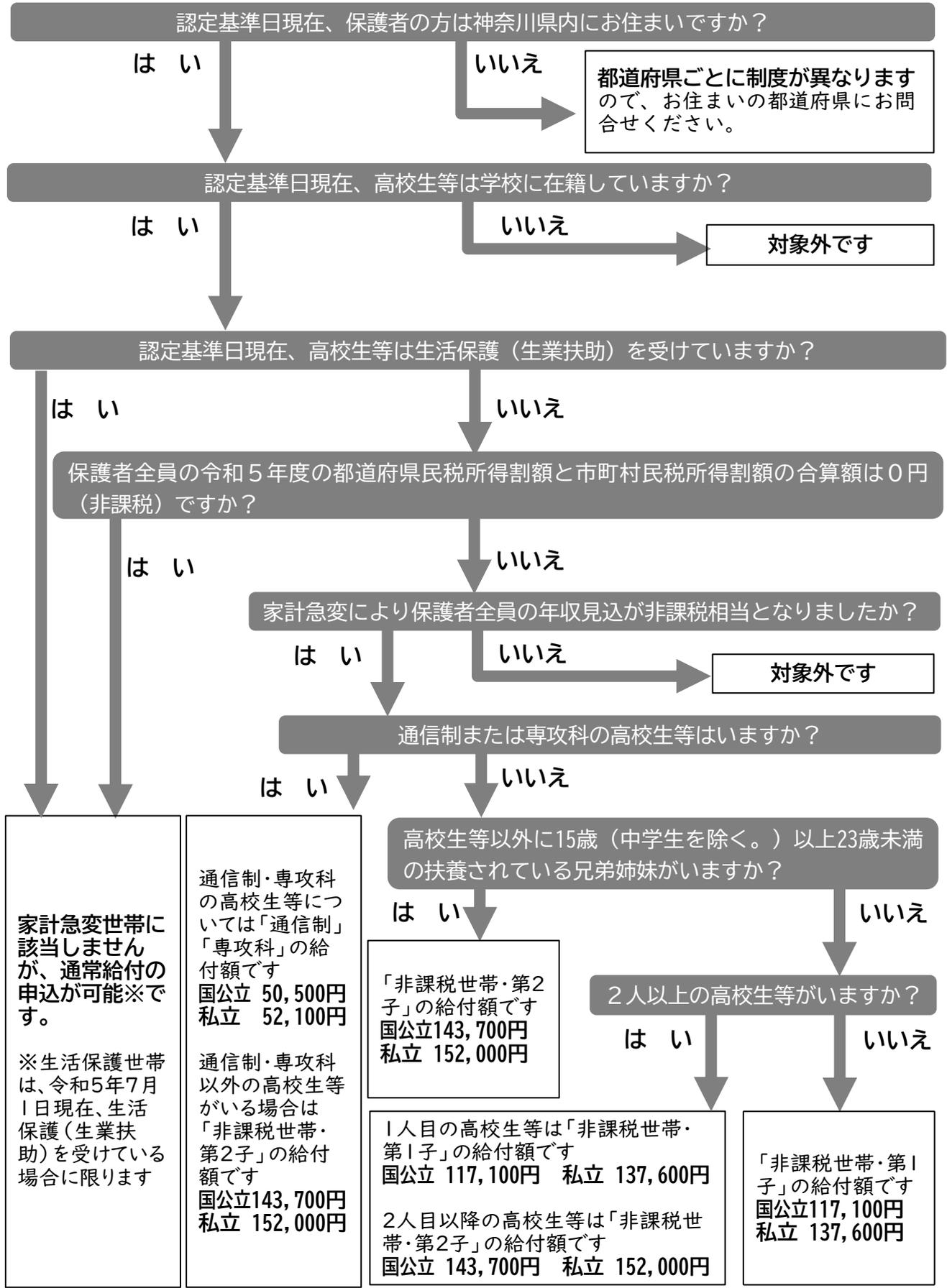
- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

詳しいお知らせ や 申請書類 は、事務室に用意していますので、お申し出ください。  
問合せ先: 神奈川県立横須賀南高等学校 事務室 電話 046-834-5671(音声案内6)

以前配布した「通常給付」は令和5年度課税額で審査しますが、これは課税額確定後に失職などで家計に急変があった世帯向けの給付です。

用紙を取りに来るときは、「家計急変の給付金」とお伝えください。

# 高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）対象者及び給付額確認シート



◆上記の単価は年額の例です。7月2日以降に家計急変した場合は、認定基準日以降の月数に応じた月割額となりますので上記の単価とは異なります。